

奈良県景観・環境総合センター所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年五月三十日

奈良県知事 荒井 正 吾

奈良県規則第五号

奈良県景観・環境総合センター所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則
奈良県景観・環境総合センター所長に対する事務委任規則（平成二十一年三月奈良県規則第六十五号）の一部を次のように改正する。

第一号〔二十五〕中「第十八条の十八」を「第十八条の十九」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年六月一日から施行する。